

## 新型コロナワクチンの職域接種に係る診療所開設手続きについて

### 1. 企業内診療所での実施

- (1) 診療所として届出済みの施設内（例：医務室、保健室など）で実施する場合  
手続きは不要。
- (2) 届出済みの施設以外（例：会議室、体育館など）で実施し、継続のない場合
  - ・巡回健康診断事業（巡回診療）に係る概要書の提出
  - ・実施計画書及び実績報告書の提出（1か月～3か月の期間毎）
- (3) 届出済みの施設以外で実施し、継続する場合  
構造設備の変更許可申請が必要。

### 2. 外部医療機関が企業等に出張して実施（外部委託）

- (1) 医療機関が、栃木県内に病院又は診療所を開設している場合
  - ・巡回健康診断事業（巡回診療）に係る概要書の提出
  - ・実施計画書及び実績報告書の提出（1か月～3か月の期間毎）
- (2) 医療機関が、栃木県内に病院又は診療所を開設していない場合
  - ・診療所開設許可（法人）または届出（個人）が必要。
  - ・医師が他の病院で管理者となっている場合、管理者兼任許可申請が必要。

### 3. 外部医療機関に被接種者が出向く形態により実施

手続きは不要。

### 4. 診療所を持たない企業等が医療従事者を自前で確保（直営）

- ・診療所開設許可（法人）または届出（個人）が必要。
- ・医師が他の病院で管理者となっている場合、管理者兼任許可申請が必要。